

荒川水系流域委員会規約（改正案）

第1条（名称）

本会は、「荒川水系流域委員会」（以下「委員会」という）と称する。

第2条（目的）

委員会は、「荒川水系河川整備計画（大臣管理区間）（以下「整備計画」という）」策定後の、社会情勢の変化や地域の意向、河川整備の進捗状況や進捗の見通し等を適切に反映できるよう、その内容を点検した結果について意見を述べる。

2. 委員会は、整備計画の変更が必要となった場合には、河川法第16条の2第3項及び第7項に基づき意見を述べる。
3. 委員会は整備計画に基づく事業の計画段階評価、再評価、事後評価について審議を行う。

第3条（組織等）

委員会は、国土交通省北陸地方整備局長（以下「局長」という）が設置する。

2. 委員会の委員は、局長が委嘱し、別添の通りとする。
3. 委員の任期は1期2年以内とするが、再任することができる。

第4条（委員長等）

委員会には委員長を置くものとし、委員の互選によりこれを定める。

2. 委員長は委員会を代表し、その円滑な運営と進行を総括する。
3. 委員長に事故があるときは、委員長が予め指名する委員がその職務を代行する。

第5条（委員会）

委員会の招集は、局長より委任された羽越河川国道事務所長（以下「事務所長」という）が行うものとする。

2. 委員会は、委員総数の二分の一以上の出席をもって成立する。
3. 審議にあたり、事務所長が必要と認め、委員総数の二分の一以上の同意が得られた場合は、委員以外の者に対し、参考人として出席を求めることができる。

第6条（情報公開）

委員会及び配付資料等については原則公開とし、その公開方法は委員会にて定める。

第7条（事務局）

事務局は、北陸地方整備局羽越河川国道事務所に置く。

第8条（規約の改正）

本規約の改正は、委員総数の三分の二以上の同意を得てこれを行う。

第9条（雑則）

この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附則（施行期日）

本規約は、令和2年 1月20日より施行する。

令和2年11月20日一部改正

令和6年 月 日一部改正

荒川水系流域委員会名簿

氏名	所属・役職等	備考
おがわ いわお 小川 巖	荒川沿岸土地改良区 理事長	
かとう ひろし 加藤 弘	関川村長(荒川郷総合開発促進協議会長)	
くはら たいが 久原 泰雅	新潟県立植物園 植物研究センター長	
ささき とうこ 佐々木 桐子	新潟国際情報大学 経営情報学部 経営学科 准教授	
さとう みちのぶ 佐藤 道信	小国町漁業協同組合 組合長	
すがい かねよし 須貝 金義	荒川漁業協同組合 組合長	
なかむら りょうた 中村 亮太	新潟大学 工学部工学科 社会基盤工学プログラム 准教授	
にしな よういち 仁科 洋一	小国町長	
ひぐち まさひと 樋口 正仁	NPO法人 五泉トゲソの会 理事	
みさわ しんいち 三沢 眞一	新潟大学 名誉教授	
やすだ ひろやす 安田 浩保	新潟大学 災害・復興科学研究所 准教授	委員長

(50 音順、敬称略)

荒川水系流域委員会 設立趣意書

平成9年の河川法改正により、河川整備の長期的な目標を示す「河川整備基本方針」と、河川整備基本方針に即し具体的な河川整備の実施に関する事項を定める「河川整備計画」を策定することが規定されました。特に、河川整備計画の策定に際しては、河川に関し学識経験を有する者、関係住民、地方公共団体の長の意見を反映する手続きが導入されました。

荒川水系においては、平成14年4月に「荒川水系河川整備基本方針」を策定し、これを受け、今後概ね30年間の具体的な河川整備に関する事項を定めた「荒川水系河川整備計画（大臣管理区間）」（以下、「整備計画」という。）を平成16年3月に策定し、整備計画に基づき、今日まで治水・利水・環境に関する施策を実施してきているところです。

今般、整備計画策定後の社会情勢の変化や地域の意向、河川整備の進捗状況や進捗の見通し等を適切に反映できるよう整備計画の点検を行うにあたり、河川に関し学識経験を有する者の意見を聴くことを目的として「荒川水系流域委員会」を設立するものです。